

駐車場法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 路外駐車場の出口及び入口に係る構造の基準の緩和

一 国土交通大臣の認定を受けて、交差点の側端等に路外駐車場の出口又は入口を設けることができるものとする。

二 一定の場合は、路外駐車場の出口と入口を分離した構造とする等の基準を適用しないものとする。

(第七条関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)